

直接請求に係る飯塚市政治倫理条例の制定

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

提案理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定により、条例改正請求代表者である飯塚市■■■■■■■■■■有松賢作氏から別紙1のとおり飯塚市政治倫理条例の制定の請求があったので、同条第3項の規定により、別紙2のとおり意見を附して議会に付議するものである。

飯塚市政治倫理条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることにかんがみ、その受託者たる市長、副市長、教育長、企業管理者(以下「市長等」という。)及び市議会の議員(以下「議員」という。)が、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその権限又は地位の影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(市長等、議員及び市民の責務)

第2条 市長等及び議員は、市民の信頼に値する倫理を自覚し、市民に対し自らすすんでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等及び議員に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理規準)

第3条 市長等及び議員は、次の各号に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市(市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。第4条第1項において同じ。)が行う工事等の請負契約(下請けを含む。)、業務委託契約及び物品納入契約(以下「請負契約等」という。)に関して特定の業者を推薦、紹介する等有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその職権若しくは地位を不正に用いるよう働きかけないこと。
- (5) 市職員の採用、昇格又は異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (6) 政治活動に関して企業、団体から寄附を受けないこととし、資金管理団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。

2 市長等及び議員は、前項各号に掲げる政治倫理規準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら清い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(請負契約の辞退)

第4条 市長等及び議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業又は市長等及び議員の配偶者若しくは2親等以内の親族が役員をしている企業は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約等を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

2 前項に規定する「実質的に経営に携わっている企業」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 市長等及び議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業

(2) 市長等及び議員が年額100万円以上の報酬(顧問料その他名目を問わない。)を収受している企業

(3) 市長等及び議員がその経営方針又は主要な取引に関与している企業

3 前2項の規定に該当する企業がある市長等及び議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係企業の請負の辞退届を提出しなければならない。

4 前項の辞退届は、市長等及び議員の任期開始の日又は該当事由の発生した日から30日以内に、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出するものとする。

5 議員に係る辞退届については、議長は、その写しを速やかに市長に送付しなければならない。

6 市長は、辞退届の提出状況を広報紙等で速やかに公表しなければならない。

(指定管理者の指定の禁止)

第5条 前条第1項に規定する企業又は市長等若しくは議員が役員をし、若しくはその配偶者若しくは2親等以内の親族が役員をしている法人その他の団体は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者となることができない。ただし、他に適当な指定管理者がない等やむを得ない事情のあるときは、この限りでない。

(資産等報告書の提出)

第6条 市長等及び議員は、毎年1月1日現在の資産、地位、肩書、前年1年間の収入、贈与及び税等の納付状況を記載した資産等報告書を同年の5月15日から同5月31日までの間に、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければな

らない。

- 2 市長等及び議員は、前項の資産等報告書と併せ、配偶者及び扶養又は同居の親族（以下「配偶者等」という。）の資産等報告書を提出しなければならない。
- 3 資産等報告書には、必要な証明書類（源泉徴収票、納税証明書等の写し）を添付しなければならない。

（資産等報告書の記載事項）

第7条 資産等報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 資産

- ア 土地 所在、地目、面積、取得の時期及び価額
- イ 建物 所在、種類、構造、床面積、取得の時期及び価額
- ウ 不動産に関する権利（借地権等） 権利の種類、契約期日及び契約価額
- エ 預貯金 預入金融機関名、預貯金の種類及び金額並びに定期預金については預金日及び満期日
- オ 動産等 50万円以上の現金並びに価格50万円以上の動産の種類、数量、価額及び取得の時期（ただし、生活に通常必要な家具、什器及び衣類を除く。）
- カ 信託 信託に関する権利の種類、受託者、信託財産の種類、数量、信託の時期及び価額
- キ 有価証券 公債、社債、株式、出資その他の有価証券の明細、取得期日、取得価額、額面金額及び時価額
- ク ゴルフ会員権 クラブ等の名称、口数及び時価額
- ケ 貸付金及び借入金 1件につき50万円以上の貸付金並びに借入金の明細、契約期日及び金額
- コ 保証債務 金銭保証、身元保証等の保証債務の内容及び金額（ただし、金銭保証については、同一人に対し総額50万円未満のものを除く。）
- サ 貯蓄性保険 貯蓄性の生命保険、損害保険等の種類、保険会社名、契約期日及び保険金額

(2) 地位及び肩書

- ア 企業その他の団体における役職名、報酬（顧問料その他名目を問わない。）の有無及び金額（ただし、宗教的、社交的又は政治団体を除く。）
- イ 公職を退いた後の雇用に関する契約その他の取り決めについての相手方及び条件

(3) 収入、贈与及びもてなし

- ア 給与、報酬、事業収入、配当金、利子、賃貸料、謝礼金、年金その他これ

らに類する収入の出所及び金額

イ 1出所当たり3万円以上の贈与並びにもてなし(交通、宿泊、飲食、娯楽等)の出所、内容及び金額又は価額

(4) 税等の納付状況

ア 所得税及び事業税の前年分、市県民税、固定資産税、国民健康保険税並びに軽自動車税の前年度分の納税状況

イ 普通地方公共団体に係る使用料等の前年度分の納付状況

(資産等報告書の公表)

第8条 議長は、第6条の規定により提出された議員の資産等報告書の写しを速やかに市長に対し提出し、市長は、市長等の資産等報告書と併せ、これを毎年6月15日までに市民の閲覧に供するとともに、その要旨を広報紙等に速やかに掲載しなければならない。ただし、証明書類は、閲覧又は広報紙等への掲載の対象としない。

2 資産等報告書の閲覧期間は、閲覧開始の日から5年間とする。

3 市民は、閲覧により知り得たことをこの条例の目的に沿うよう適正に利用しなければならない。

(資産等報告書の審査)

第9条 市長は、資産等報告書の写しを毎年6月15日までに次条に定める政治倫理審査会に提出し、審査を求めなければならない。

(政治倫理審査会の設置)

第10条 資産等報告書の審査その他この条例の政治倫理を確立するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき飯塚市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員は、7人とし、法律及び経理に関して専門的知識を有する者及び地方自治法第18条に規定する選挙権を有する市民のうちから、市長が公正を期して委嘱する。

3 審査会の委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は、任期が満了した場合においても、後任の委員が委嘱されるまでの間その職務を行う。

4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の委員の同意を必要とする。

5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(審査会の職務)

第11条 審査会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 資産等報告書を審査し、意見書を市長に提出すること。
- (2) 市民の調査請求に係る事実を審査し、意見書を市長に提出すること。
- (3) 第15条から第17条に規定する説明会を主宰すること。
- (4) その他、政治倫理の確立を図るため、市長の諮問を受けた事項について調査、答申をし、又は建議すること。

(条例違反に対する勧告)

第12条 審査会は、資産等報告書の不提出、虚偽記載又は調査非協力その他この条例に違反する事実を認めるときは、意見書にその旨を記載しなければならない。この場合において、審査会は、該当者に対し必要な措置を勧告することができる。

(意見書の公表)

第13条 審査会は、第9条の規定により資産等報告書の審査を求められた日から90日以内に、審査結果について意見書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、意見書を速やかに市民の閲覧に供するとともに、その要旨を広報紙等に掲載しなければならない。
- 3 意見書の閲覧期間は、閲覧開始の日から5年間とする。

(市民の調査請求権)

第14条 市民は、次の各号に掲げる事由があると思料するときは、これを証する資料を添えて、市長等に係るものにあつては市長に、議員に係るものにあつては議長に調査を請求することができる。

- (1) 資産等報告書に疑義があるとき。
- (2) 政治倫理規準に違反する疑いがあるとき。
- (3) 請負契約の辞退及び指定管理者の指定禁止に違反する疑いがあるとき。
- (4) その他この条例に違反する疑いがあるとき。

2 前項の規定により調査の請求があつたときは、議長は、議員に係る調査請求書(添付資料を含む。この項において同じ。)の写しを速やかに市長に送付し、市長は、市長等又は議員に係る調査請求書の写しを速やかに審査会に提出し、調査を求めなければならない。

3 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、調査を求められた日から90日以内に調査結果について意見書を作成し、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、調査請求者、調査対象者及び議員に係るものにあつては議長に対し、その写しを速やかに送付するとともに、市民の閲覧に供しなければならない。意見書の閲覧については、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。

(逮捕後の説明会)

第15条 市長等及び議員が刑事犯の容疑による逮捕後も、引き続きその職にとどまろうとするときは、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に、市民に対する説明会の開催を求めることができる。

(起訴後の説明会)

第16条 市長等及び議員が刑事犯の容疑による起訴後も、引き続きその職にとどまろうとするときは、市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に、市民に対する説明会の開催を求めなければならない。

2 市民は、前条又は前項に規定する説明会が開催されないときは、地方自治法第18条に定める選挙権を有する者50人以上の連署をもって、説明会の開催を市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に請求することができる。

3 前項の開催請求は、逮捕後の説明会にあつては起訴又は不起訴の処分がされるまでの間に、起訴後の説明会にあつては起訴された日から50日以内に、市長等に係るものにあつては市長に、議員に係るものにあつては議長に対して行うものとする。

4 議長は、議員に係る説明会の開催請求があつたときは、開催請求書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

5 市長は、市長等又は議員に係る説明会の開催請求書の写しを速やかに審査会に送付し、説明会の開催及び主宰を求めなければならない。

(一審有罪判決後の説明会)

第17条 前条の規定は、市長等又は議員が刑事犯として第一審で有罪判決を受け、なお引き続きその職にとどまろうとする場合に準用する。ただし、開催請求の期間は、判決のあつた日から30日を経過した日以後20日以内とする。

(刑確定後の措置)

第18条 市長等又は議員が、刑事犯で有罪判決を受け、刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、当該市長等又は議員は、辞職するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(飯塚市政治倫理条例及び飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する

条例の廃止)

- 2 飯塚市政治倫理条例(平成19年飯塚市条例第45号)及び飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例(平成28年飯塚市条例第3号)は廃止する。

意見書

飯塚市政治倫理条例につきましては、合併前の飯塚市において昭和61年4月1日に施行されて以降、平成18年3月の合併を挟みつつも、当初の資産公開に関する規定を主とした条例から政治倫理基準等の規定を加える等の改正を重ねてまいりました。

平成27年12月定例会において本条例が改正されたことに伴い、市長、副市長、教育長及び企業管理者(以下「市長等」という。)と飯塚市議会議員の資産等報告書(以下「報告書」という。)の提出義務が廃止されるとともに常設されていた政治倫理審査会も非常設化されました。

その際、併せて議決をされました「飯塚市議会議員の政治倫理に関する決議」において「政治倫理基準に違反して、市職員等に働きかけを行い、職員の公正な職務を損なわせるような行為に対処するための制度の早急な創設」を強く要望されたことを受け、平成28年9月定例会において議会の議決を得て飯塚市職員倫理条例(以下「職員倫理条例」という。)を制定いたしました。

ただし、市長については政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成4年法律第100号。以下「資産公開法」という。)において報告書の提出が義務付けられていることから、報告内容を同法に合わせる形で平成28年3月定例会において議会の議決を得て飯塚市長の資産等の公開に関する条例を制定し、翌平成29年6月定例会において、資産等の報告義務の対象を市長等にまで拡大する条例改正案を上程し、市議会側から議員についてもその対象とする修正案が提出され、原案、修正案ともに可決し、飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例(以下「資産公開条例」という。)として制定施行されることとなりました。

そして、平成30年9月定例会において、報告内容の見直し及び報告書の審査等を担任する附属機関を設置する内容を加える案を上程し、議決を得たことで、資産報告の在り様を整えることが出来ました。これにより、飯塚市政治倫理条例(以下「政治倫理条例」という。)、職員倫理条例を加えた3つの条例に基づき、それぞれの条例の目的や趣旨に沿った運用を行うことで、行政に対する市民との信頼関係がさらに強固なものとなり、本市としての政治倫理が確立できたものと考えております。

この度、直接請求された条例案は、現行の政治倫理条例及び資産公開条例を廃し、資産公開の規定を含めた政治倫理条例を新たに制定しようとするものですが、本市の現行の各条例との主な相違点について、次に示すような見解を有しておりますことから、ご提案いただいた条例案を制定せずとも、本来の趣旨である政治倫理の確

立を図ることが可能であることをご理解いただきたいと考えております。

直接請求された条例案と現行条例との主な相違点についての見解

1 資産公開条例と政治倫理条例を1つの条例としていない点について

資産公開条例は、前述のとおり、様々な条例改正の経過を経て制定されたものであり、政治倫理条例及び職員倫理条例を加えた3つの条例に基づき、それぞれの条例の目的や趣旨に沿った運用を行うことで、行政に対する市民の信頼をさらに強固にし、政治倫理の確立を図ることができると考えております。

2 請負契約の辞退(条例案第4条)について

条例案第4条第1項において「市長等及び議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている企業又は市長等及び議員の配偶者若しくは2親等以内の親族が役員をしている企業は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2、第142条、第166条及び第180条の5の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事等の請負契約等を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない」と規定されておりますが、現行の政治倫理条例の第4条「政治倫理基準」の第3号において「(市長等及び議員は)市が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦、紹介するなど有利な取り計らいをしないこと」と規定されており、その規定を含めた政治倫理基準に違反する疑いがあるときは、同条例第5条「市民の審査請求権」において、市長又は議長に審査を請求することができると規定されております。

以上のことから、市が行う請負契約等に関して政治倫理基準に違反する疑いがある場合は、現行の政治倫理条例の中で適宜対応していくものであると考えております。

3 配偶者及び扶養又は同居の親族(以下「配偶者等」という。)の資産等報告書の提出(条例案第6条第2項)について

条例案第6条第2項において「市長等及び議員は、前項の資産等報告書と併せ、配偶者及び扶養又は同居の親族(以下「配偶者等」という。)の資産等報告書を提出し

なければならない」と規定されておりますが、現行の資産公開条例は、資産公開法に基づき制定されたものであり、この法が公職にある者の資産を公開することで透明性を確保し、政治倫理の確立を期することを目的としていることから、現行の資産公開条例におきましても、様々な権限を持つ公職にある市長等及び議員の資産等を公開するものとしているところであります。

また、前述のとおり、現行の政治倫理条例第5条「市民の審査請求権」において、審査請求があった場合、第8条において「審査会は、審査のため必要があると認めるときは(中略)審査対象者と一定の密接な関係にある者(中略)に対し(中略)報告を求めることができる」と規定され、さらに、第9条において「審査対象者は、審査会から(中略)調査に必要な資料の提出を求められたときは、これを拒んではならない」と規定されております。

以上のことから、配偶者等の報告書の提出につきましては、政治倫理基準に違反する疑いがあり、かつ、その事案が配偶者や同居親族等に関連する可能性がある場合は、現行の政治倫理条例に基づいて審査を行うことができると考えております。

4 現金の公開(条例案第7条第1号オ)について

条例案第7条第1号オにおいて「50万円以上の現金」を報告書に記載する旨が規定されておりますが、現金につきましては、記載の真実性を検証できる手段がなく、記載を求めた場合、防犯上の問題が生じ得ること等、様々な課題があると考えております。

5 審査会の構成(条例案第10条第2項)について

条例案第10条第2項において「審査会の委員は、7人とし、法律及び経理に関して専門的知識を有する者及び地方自治法第18条に規定する選挙権を有する市民のうちから、市長が公正を期して委嘱する」と規定されておりますが、現行の資産公開条例及び政治倫理条例では審査会に市民を含めておりません。

資産報告の内容や政治倫理基準に違反しているか否かといった審査には専門的な知識を有すること、また、まちづくりの方針を審議する等の市民生活に直結するものではないと考えております。

なお、これまで述べてきたように、この条例案については制定の必要性がないものと考えますが、仮に制定することとなった場合には、施行にあたり次の2点について条例案の修正が必要であると考えます。

1 施行期日

条例案の附則第1項において、施行期日の日付が空欄となっており、この案のまま制定すると施行期日を欠くため、地方自治法第16条第3項の規定により公布の日から起算して10日を経過した日から施行されることとなり、条例の施行が公布の日に影響されることとなる。しかし、条例案については、資産等報告書等の制度の移行を適切に行うことができるよう附則を規定する必要がある。

2 経過措置

条例案の附則第2項において資産公開条例が廃止されることとなっていることから、廃止される条例に基づく資産等報告書等の廃止後の取扱いについて、経過措置を規定する必要がある。

以上の2点をふまえた修正案は、次のとおりです。

修正案	条例案
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>公布の日から施行し、平成31年1月1日以降に作成され、又は提出される資産等報告書から適用する。</u></p> <p>(飯塚市政治倫理条例及び飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例の廃止)</p> <p>2 飯塚市政治倫理条例(平成19年飯塚市条例第45号)及び飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例(平成28年飯塚市条例第3号)は、廃止する。</p> <p>(市長等の資産等報告書等に係る経過</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>平成 年 月 日から施行する。</u></p> <p>(飯塚市政治倫理条例及び飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例の廃止)</p> <p>2 飯塚市政治倫理条例(平成19年飯塚市条例第45号)及び飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例(平成28年飯塚市条例第3号)は、廃止する。</p>

措置)

3 この条例の施行の日前までに、この条例による廃止前の飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例の規定に基づいて市長が作成し、副市長等が市長に提出し、及び議員が議長に提出した資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の保存及び閲覧の請求については、なお従前の例による。

平成30年12月7日

飯塚市長 片 峯 誠

福岡県飯塚市条例改正請求書

福岡県飯塚市条例改正請求の要旨

1. 請求の要旨 (1,000 字以内)

平成 27 年 12 月 18 日、飯塚市議会は、「政治倫理条例」の根幹を成す「資産公開条項」を「有効でない」「形骸化している」「ザル法である」「制度に抜け穴が多く、経費がもったいない」などを論拠として、わずか 2 時間の質疑、討論で廃止してしまった。新庁舎建設、学校校舎の新設移転等、多数の公共事業が行われようとしていたまさにその時に、議員等の資産公開条項を廃止したのである。30 年余り前、市民の手により作り上げた「政治倫理条例」を、選挙公約にも挙げず、市民に提案することもなく改悪する行為は、まさに市民に対する裏切りである。

平成 28 年 2 月 14 日、「資産公開を考える会」は、「有効な」「形骸化しない」「ザル法でない」「積極的公開を行う」、「資産公開条項」を核とする「政治倫理条例」の制定をめざして市民有志により設立され、2 年半に及ぶ活動を続けてきた。平成 29 年 6 月 29 日、飯塚市議会は「資産公開制度」は復活をさせたが、平成 27 年 12 月 18 日廃止前より、資産報告に審査会がない等、さらに甘い改悪されたものとなっている。

よって当会は、現行「政治倫理条例」、「資産公開条例」と 2 本立てになっている条例を 1 本化し、市民を中心とした資産公開審査を行う審査会の設置、公開対象に妻子条項を加え、積極的情報公開を柱とする市民自ら作成した「政治倫理条例案」を添え、地方自治法第 12 条及び第 74 条に基づき、政治倫理条例の改正を請求するものである。

2. 請求の代表者

住所 福岡県飯塚市

氏名 有松寛作

職業

(生年月日) 年 月 日

(性別)

上記のとおり地方自治法第 74 条第 1 項の規定により別添条例案を添えて条例の改正を請求いたします。

平成 30 年 9 月 4 日

飯塚市長 片峯 誠 様

専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

平成30年10月4日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 67,230円

1 事故発生の日時、場所

平成30年6月15日(金)午前9時50分頃

飯塚市幸袋地内

2 事故の概要

環境対策課職員が拠点収集ボックスの収集物回収のため、車道から敷地内に入ろうとしたところ、後方から来た原動機付自転車と接触し、運転者を負傷させたもの。

3 損害の状況

(1) 人身傷害 相手方 右すね打撲

市側 なし

(2) 物的損害 相手方 カウル右側に擦り傷

市側 なし

4 事故発生の原因

職員が車道から敷地内に入るときに、後方の安全確認を十分に行わなかったことが原因である。

5 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。

(2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として67,230円を相手方に支払

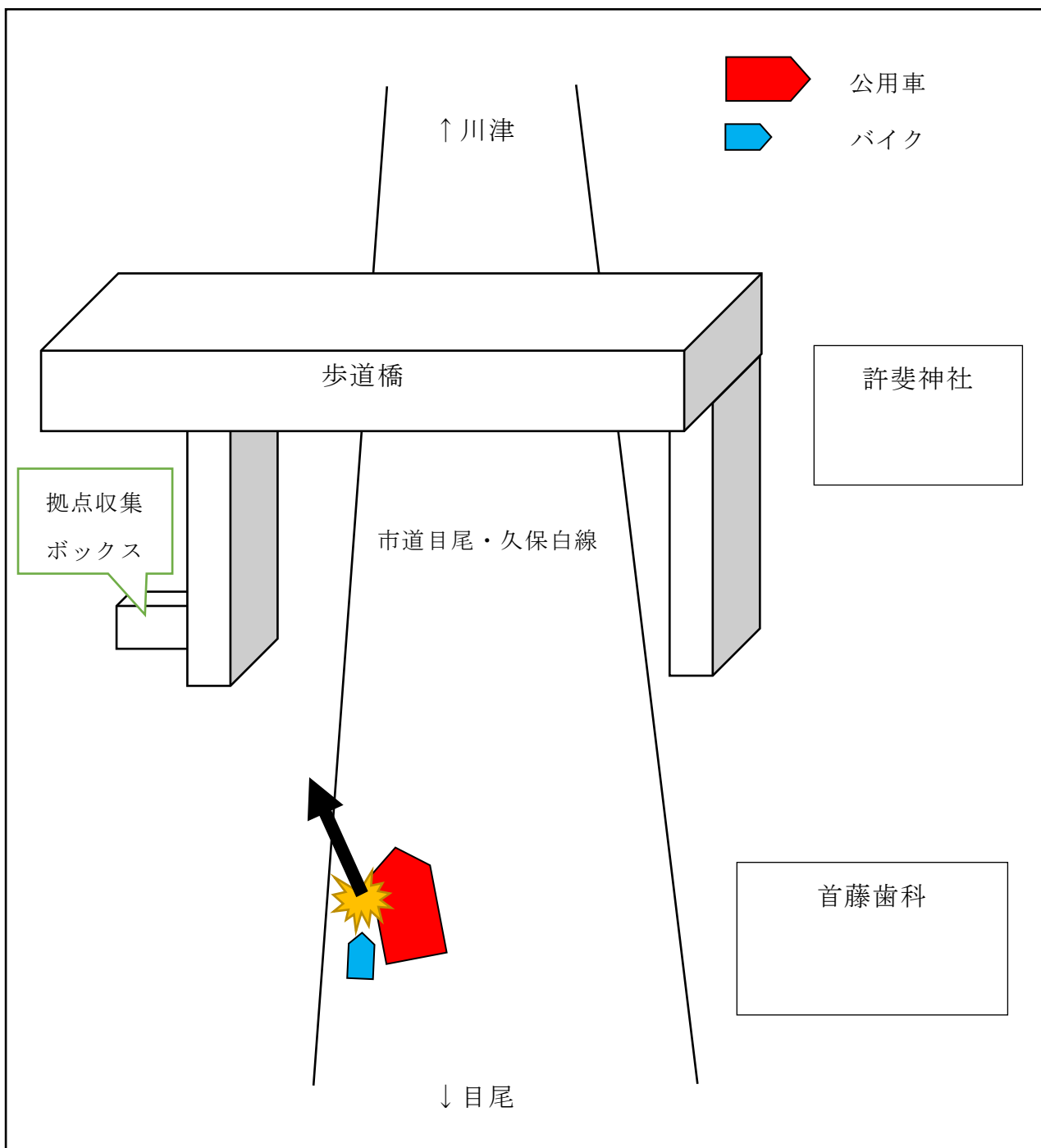
う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

6 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 100%	相手方 過失割合 0%
相手方	治療費 損害賠償金	67,230 円	67,230 円	0 円

7 事故現場見取図



専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

平成30年10月2日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 22,000円

1 事故発生の日時、場所

平成30年5月16日(水)午後3時30分頃

飯塚市口原地内(駐車場)

2 事故の概要

生活支援課職員が、颯田病院での公務を終え前向き駐車していた公用車を後方発進させた際、後方に駐車していた相手方車両も後方発進してきたため緊急停車し、警笛を鳴らしたものの相手方が気付かず後退した結果、相手方及び公用車の後部同士が衝突し双方の車両が損傷したものである。

3 損害の状況

物的損害 相手方 リアバンパー、リアゲートパネル他

市 側 リアバンパー、リアバンパーガーニッシュ他

4 事故発生の原因

職員が車両発進する際に、後方確認を十分に行わなかったことが原因である。

5 示談の内容

(1) この事故に係る過失割合は、市20%、相手方80%とする。

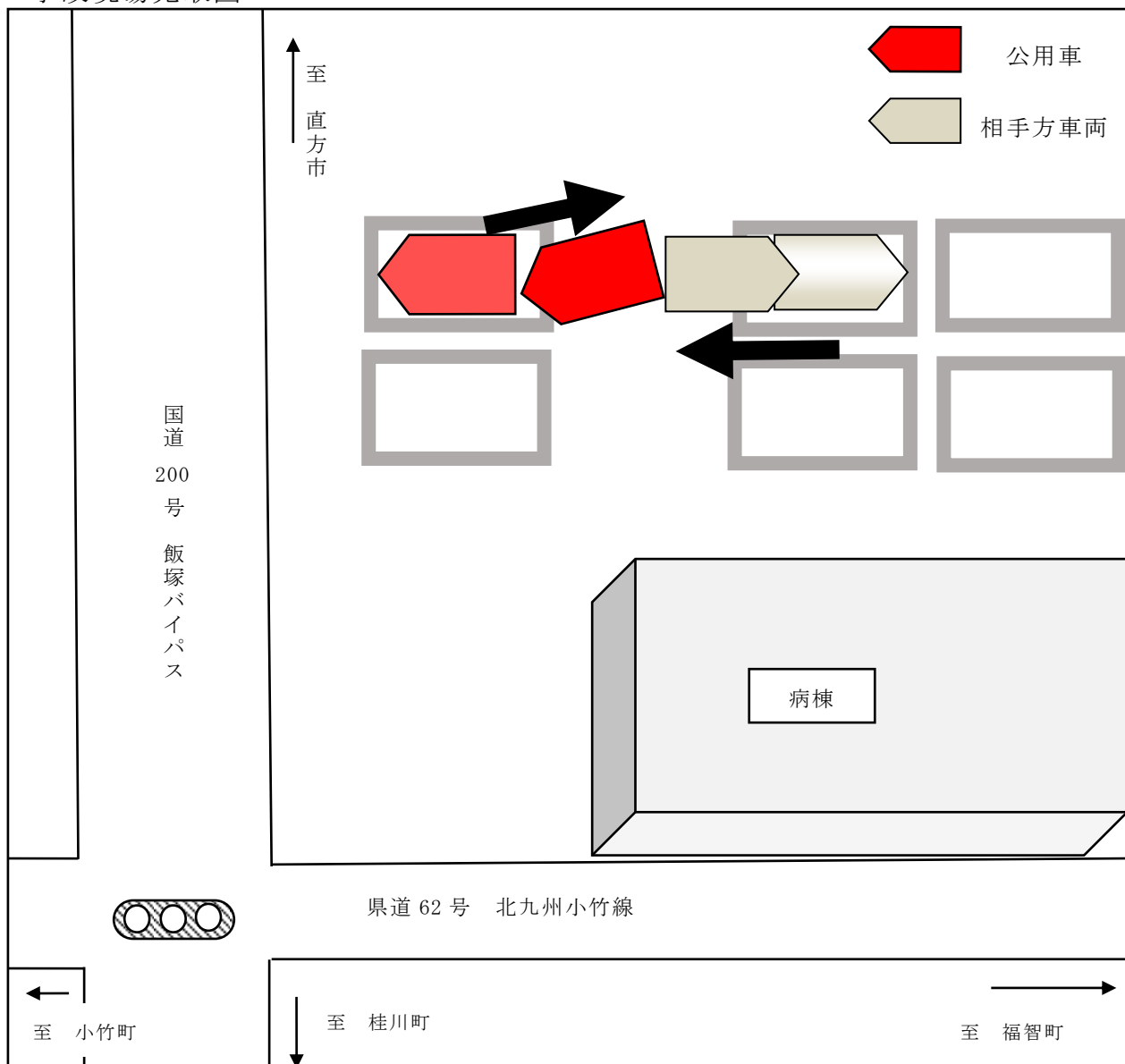
(2) 市は、相手方の車両修繕料の22,000円を相手方に支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

6 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合 20%	相手方 過失割合 80%
相手方	車両修繕料	110,000 円	22,000 円	88,000 円
市	車両修繕料	97,092 円	19,418 円	77,674 円

7 事故現場見取図



専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

平成30年10月22日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 108,875円

1 事故発生日時、場所

平成30年8月22日(水)午後2時頃

飯塚市菰田地内 市営忠隈住宅1棟前駐車場

2 事故の概要

住宅政策課職員が、公用車で市営忠隈住宅1棟前に車を停車し、下車しようとしたところ、風に煽られ運転席ドアから手を放してしまい、相手方車両の右前席ドアを損傷させたものである。

3 損害の状況

物的損害	相手方	右前席ドア
	市 側	なし

4 事故発生の原因

市職員が当日の気象状況に十分な注意を払わなかったことが原因である。

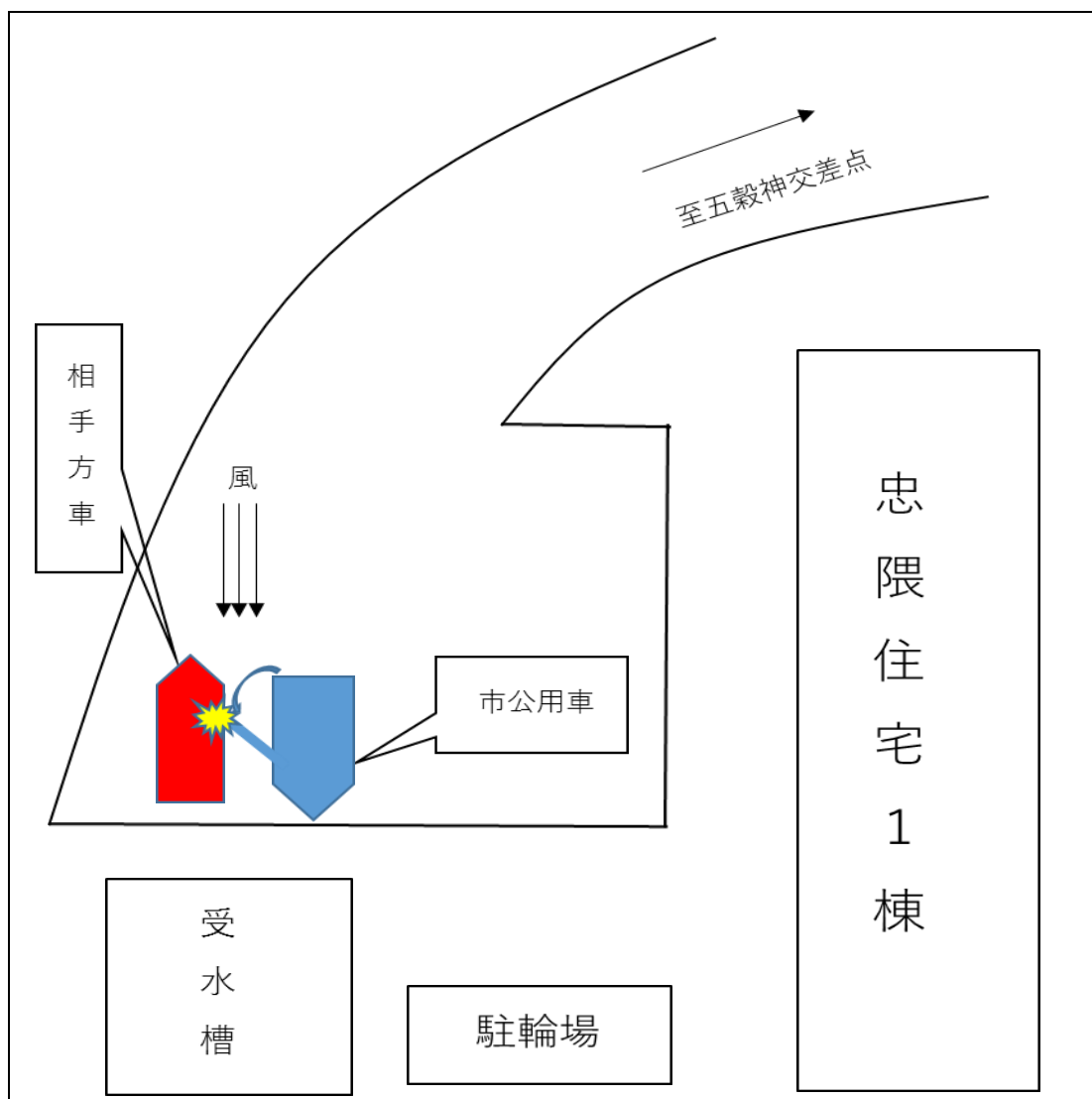
5 示談の内容

- (1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。
- (2) 双方の過失割合に基づき、市は、相手方の車両の修理費用108,875円を相手方に支払う。
- (3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立てまたは請求をしない。

6 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合100%	相手方 過失割合0%
相手方	車両修繕料	58,979円	58,979円	0円
	代車費用	49,896円	49,896円	0円
市	車両修繕費	0円	0円	0円
	代車費用	0円	0円	0円

7 事故現場見取図



専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

平成30年10月2日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 108,885円

1 事故発生の日時、場所

平成30年8月16日(木)午後4時20分頃

飯塚市中地内 市道 三角線

2 事故の概要

平成30年8月16日(木)午後4時20分頃、相手方が自宅方向へ走行中、側溝に乗り上げたところ、固定されていなかったグレーチング蓋がずれて、車両左側前輪タイヤが側溝にはまり、タイヤ、ホイール及びバンパーを損傷させたものである。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両 左側前輪タイヤ、ホイール及びバンパーの損傷

4 示談の内容

(1) 市は、相手方に対し損害賠償金108,885円を支払う。

(2) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

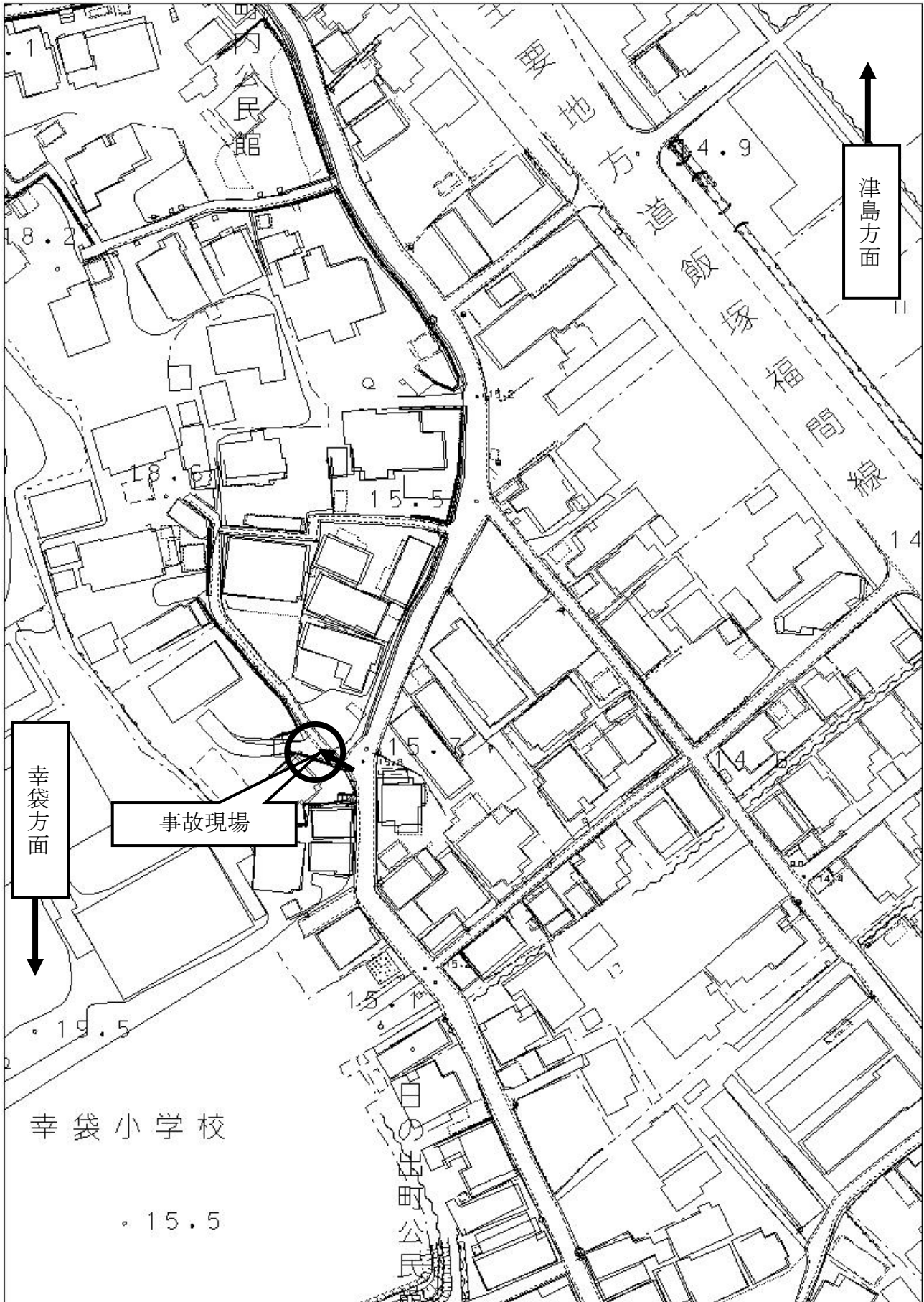
5 損害賠償額の内訳

修理費用額108,885円のうち、市の過失割合100%

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図

飯塚市中地内



専決処分の報告(交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

平成30年10月23日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 443,400円

1 事故発生日時、場所

平成30年8月9日(木)午前9時19分頃

飯塚市秋松地内 国道200号秋松交差点付近道路上

2 事故の概要

筑穂支所市民窓口課職員が、防災用土のう作りの為に防災センターへ向かっていた途上で、交差点通過直後に前方を走行していた相手方車両が徐行し、停止している状況に気が付くのが遅れ、相手方車両の後方左側に衝突し、双方の車両を損傷させたものである。

3 損害の状況

- | | | |
|----------|-----|----------------------|
| (1) 人身傷害 | 相手方 | なし |
| | 市側 | なし |
| (2) 物的損害 | 相手方 | 車両後方左側方向指示器等及びリアバンパー |
| | 市側 | 車両前方右側方向指示器等及びその周辺部分 |

4 事故発生の原因

運転中に集中力を欠き、前方への注意が不十分であったことが原因である。

5 示談の内容

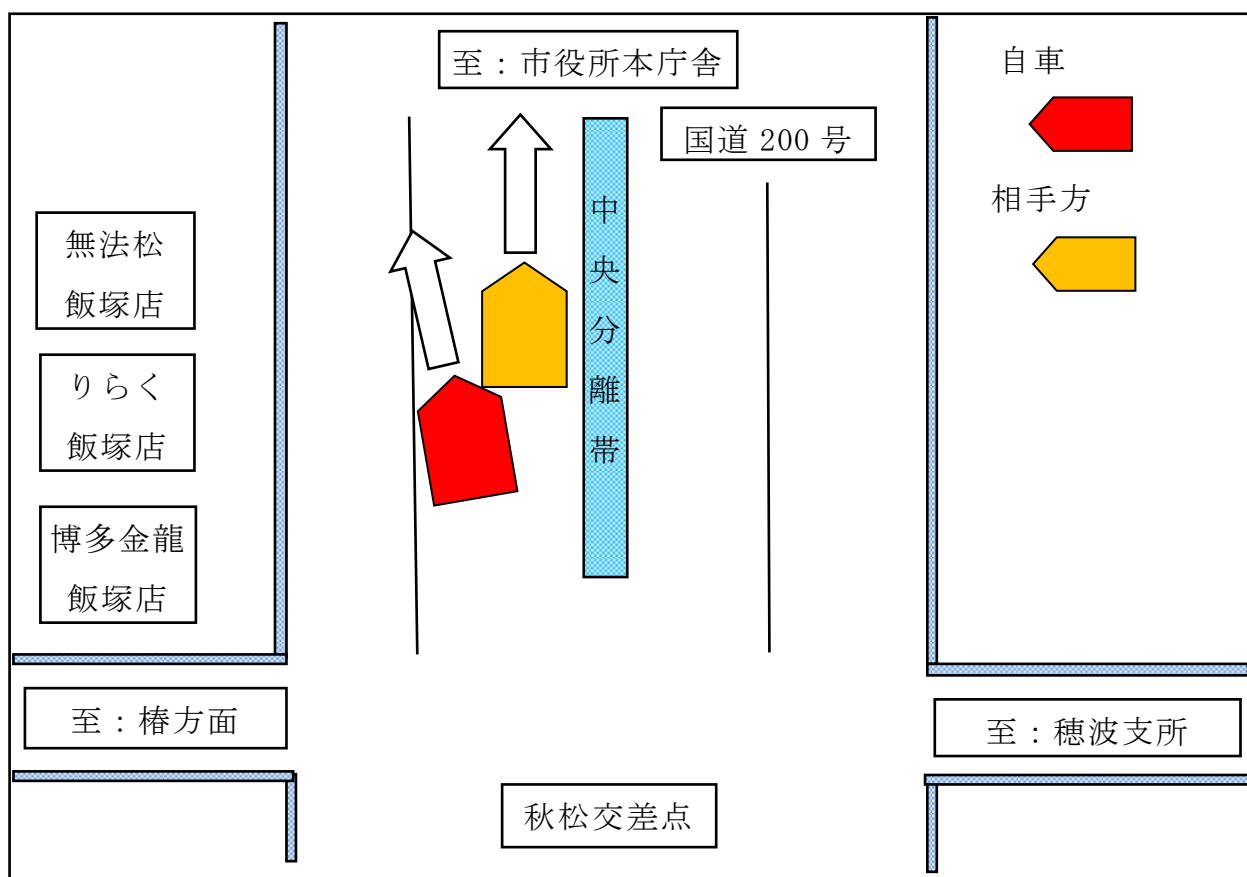
- (1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。
- (2) 市は、相手方の車両修繕料の443,400円を相手方に支払う。

(3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申し立て又は請求をしない。

6 損害額及び損害負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合100%	相手方 過失割合0%
相手方	車両修繕料	443,400円	443,400円	0円
市	車両修繕料	174,150円	174,150円	0円

7 事故現場見取図



専決処分の報告(市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

平成30年10月9日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

損害賠償の額 36,514円

1 事故発生日時、場所

平成30年7月30日(月)午後9時頃

飯塚市鹿毛馬地内 市道 水落・悪所谷線

2 事故の概要

相手方が、神籠石ため池横の自宅に帰宅するため未舗装の市道水落・悪所谷線を通行していたところ、7月6日の大雨により市道にできた穴に車両右側前後輪を落としフロントバンパー及び右サイドマッドガードを損傷させたもの。

3 損害の状況

物的損害 相手方 車両 フロントバンパー及び右サイドマッドガードの損傷

4 示談の内容

(1) 市は、相手方に対し損害賠償金 36,514 円を支払う。

(2) 双方は、当該事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

5 損害賠償額の内訳

修理費用額 182,571 円のうち、市の過失割合 20%

6 事故現場見取図 別紙のとおり

事故現場見取図

飯塚市鹿毛馬地内



専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)

平成30年11月5日に地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な和解の申立てについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月7日提出

飯塚市長 片 峯 誠

家賃等請求和解申立事件

1 事件の概要

清水谷住宅居住の1名(28月1,027,400円滞納)、上三緒団地住宅居住の1名(35月312,200円滞納)の計2名については、住宅使用料を滞納し催告したにもかかわらず納入しなかったため、福岡地方裁判所飯塚支部に訴訟提起し、明渡判決をもって同裁判所に強制執行を申し立てたところ、滞納使用料を一部納入し和解の意思を示した。

このため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものである。

2 和解条件

- (1) 滞納使用料を分割し、毎月支払うこと。
- (2) 今後の住宅使用料について毎月納期限までに支払うこと。
- (3) 分割納入を2回怠った場合又は住宅使用料の支払を通算して3月分以上怠った場合は、住宅を明け渡し、住宅使用料(滞納分含む。)全額を即座に支払うこと。